

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第18号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

歴史の検証に耐える判決を! 一第23回口頭弁論報告一

7月10日、原告とサポーターで超満員となった金沢地方裁判所で第23回口頭弁論が行われました。今回は4月に裁判長が交代して初めての裁判です。

最初に意見陳述を行ったのは北野進原告団長。北野さんは1991年ごろ、北陸電力が珠



閉廷後の報告集会(7/10金沢弁護士会館)

洲市内で配布した数百万部のチラシの一部を画像で示しながら、当時の津波想定がわずか2mだったことを明らかにしました。これはちょっと海が時化たら超えるような高さです。志賀原発はその程度の知見で建設された原発であり、敷地内断層の調査しかり、社員の安全意識も(雨水流入事故を見れば)津波想定2m時代と変わらない、と指摘しました。

また、志賀原発は「福浦反対同盟」や「赤住を愛する会」などの反対運動によって用地買収が難航して、3回も炉心予定地の変更を迫られた挙げ句、最終的に絶対建ててはいけない現在の場所に建ててしまったことを暴露しました。



さらに北野さんは、「有識者会合が全会一致で敷地内断層を『活断層の可能性を否定できず』としたところで勝負はついている。今後敷地内外の断層の活動性や相互の関係について議論するのは自由だが、それはこの法廷でなく学会でやっていただきたい」と突き放しました。福島原発事故の経験にふまえず、そこから教訓を汲み取ろうとしない主張に付き合うことは時間の無駄だと述べ、早期結審、そして歴史の検証に耐える判決を出すよう新裁判長に求めました。

【口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

- ◇期日 10月2日(月)午後2時30分～
- ◇集合 午後2時15分(兼六公園下・白鳥路利家像前)～裁判所まで行進
- ◇会場 金沢地裁(口頭弁論)⇒金沢弁護士会館2F(報告集会)

続いて原告弁護団の宮本弁護士が更新弁論（新たな裁判官にこれまでの審理経過を理解して正しい判断をしてもらうため、主張の要点をあらためて説明する）を行いました。宮本さんはS-1、S-2・S-6断層が示している地形を図示し、断層の上に堆積している地層の変位・変形を見ることにより、この断層の活動性が判断できることをわかりやすく解説しました。

これに対して、被告北陸電力は審理は未だ尽くされていないとして、2本の準備書面を提出するとともに、これまでにない長時間の弁論を行いました。

第一に、有識者会合の評価書は信用できないとして、6人の専門家の9通の鑑定書を提出し、専門的な知見と評価書は違う、と主張しています。第二に、敷地内に活断層があったら、どのようにして放射能が漏れてどのようにして住民に影響が及ぶのか、それが立証されない限り原告の言い分は認められない、としています。第三に、志賀原発は新規規制基準の審査に通っていないのだから、運転はできない。運転の目処^{めど}が立っていないのに、何で運転を止めるという裁判ができるのか、と述べています。第四に、敷地内断層の評価はあくまで原子力規制委員会の審査の場でなされるものであり、そこで初めて活断層があるかどうか、原発を動かしていいかということが審査される。それまで裁判所の判断を待つべきだ、と主張しました。

この主張に関しては、被告代理人の前に陳述した岩淵弁護団長が的確に論破しています。

われわれ原告団は有識者会合の評価書を最重要の証拠として裁判所に提出しました。日本を代表する活断層の専門家があの断層は活断層だという結論を出したからには、適合性審査を受ける以前にもうアウトです。福島原発事故後の新規規制基準では、直下に活断層があったら原発は作れないルールです。それに反した事実があるのなら、どれだけ放射能が出て、誰にどう影響を及ぼすかは原告が証明する必要はありません。また、運転の切迫性がないと裁判ができないというなら、規制委員会の審査に通ってからでないといえられないという、極めておかしいことになります。

裁判所は次回期日を10月2日として閉廷しました。私たち原告団は引き続き早期結審・判決を求めて法廷内外での活動を強めていきます。（「志賀原発を廃炉に!訴訟」原告団事務局・岡崎）



「シーム」連発は印象操作か、罠か？

原告 和田 廣治

いつもは、「書面のとおり陳述します。」だけで済ませるのに、今回の被告北陸電力は、なぜか今までになく長い弁論を行いました。6月28日の北電株主総会の社長らの答弁とも絡めて、へそ曲がり株主の感想を一言。

①北電は『「シーム」』について、専門家会合の評価書に対する被告の

反論に、原告は反論していない…」あれれ？北電は今年3月の規制委員会の審査会合で従来からこだわって使い続けた「シーム」の記述をやめ、審査官から「構造地質学の一般的教科書の枠組みに従ったのは、一つ進歩」とほめられたのに。今年の株主総会でも、社長らは昨年の総会までしつこく使った「シーム」とは一切言わなくなったのに。それが今回の裁判の場で「シーム」を連発したのは、裁判官に「断層という重大なものではない」という印象操作なのか？はたまた原告側を科学論争で審理長期化の落とし穴に引きずり込む畏か？

②「志賀原発は規制委員会の審査中であり、運転が差し迫っておらず、原告側の差し止め請求は要件を欠く…」あれあれ？志賀2号機再稼働のために新規基準の適合性審査を請求しているのは北電自身だし、しかも先日の株主総会でも社長らが「審査は着実に進んでいる。早期の再稼働を目指す」と強気の答弁を繰り返していました。それをまるで他人事のように「再稼働は規制委員会が決めること」などと言っているのは、どう見ても無責任で二枚舌ですね。

③「原発訴訟は高度の科学的専門性が求められる。被告側は専門的な証拠を多数準備している」むむ？私には「原発に素人の裁判官は、黙って電力会社の言うことを聞け」と言っているように感じたが、これはゲスの勘繰りですか？これまでは原告側の主張に反論できず、いたずらに審理を引き延ばしてきた北電が、総入れ替えになった裁判官に対して「被告は真摯に対応している」という「ええ恰好しい」の印象操作をしているようにも見えました。

裁判を傍聴することの意義

サポーター 金田 小夜子

私は2006年の志賀原発2号機裁判の勝訴以来、意識は高く期間だけは長い、会費

を納入し、関心のある講演や集会に出掛け、ニュースを読むのみという、極めて怠惰なサポーターで、原発の専門家や熱心な原告に万事お任せの、非論理的な文系人間を自認していた。

しかし、2011年3月11日の東日本大震災がもたらした福島第一原発の惨事は、私たちの自然と生命、科学と政治への認識を根底から覆した。人類滅亡の危機に瀕したと言っても過言ではない状況に、座しているわけにはいかない。可能な行動を起こしたいと思った。

「志賀原発を廃炉に！訴訟」の口頭弁論を傍聴しだしてからまだ日は浅いが、慣れるに従い、私の活動の中で大きな位置を占めるようになった。三権分立の原則に反して、司法がいかに権力に擦り寄っているか、今までの判例を見るだけでも歴然と判明したからだ。



横断幕を掲げて裁判所へ(7/10)

せめて、活断層の存在が科学的に指摘されているこの廃炉訴訟だけは、金沢地方裁判所の新しい裁判長による曇りなき慧眼で、公正な判決を下して欲しいと切望する。福島県民の想像を絶する精神的苦痛を少しでも軽減する「希望の判決」となるように！

「百聞は一見に如かず」の通り、裁判を傍聴することで遅まきながら私も勉強しているが、こうした多くの眼と耳、そして言葉がもたらす行動は絶対に必要だ。ぜひ多くの人に参加し、ガラス張りの裁判所に相応しい、公明正大な勝訴をかちとって行きたい。

反原発運動と県教組の取り組み

石川県教組書記次長 柿平 哲夫



「教え子を再び戦場に送るな！」

私たちの不滅のスローガンです。戦争犠牲者はむろん、戦場で戦う人ばかりではありません。その意味でこのスローガンは、戦争犠牲者を二度と出さない、どこまでもいのちを守っていく、という象徴的な意味で用いられています。

したがって、いのちを守る反原発運動は県教組にとって重点活動の一つです。とくに「志賀原発を廃炉に！訴訟」については、①原告団総会など機関会議への参加、②口頭弁論傍聴行動、③カンパなど多様な取り組みを展開しています。

私は福島第一原発事故の2か月後、A中学で同僚とともに原発についての連続授業をおこないました。その際、北陸電力社員に来てもらいました。その社員は当時まだ改訂されていない資料をもとに、原子炉を守る「五重の壁」について触れたあと、「でもこの壁は破られてしまいました…」と話しました。

授業の後で、この社員は「志賀原発は運転していなくても、1日何億円もの経費がかかります。この経費負担を解消するためにも原発を動かしたいというのが、会社の本音です」とつぶやきました。会社の経営事情がいのちよりも優先されるというわけです。

「教え子を再び戦場に送るな！」というスローガンを掲げ、いのちを第一にと考える県教組の姿勢とはまったく相容れません。志賀原発が廃炉の日を迎えるまで、私たちは思いを同じくするみなさんとともに、これからも微力を尽くして運動を展開していきます。

information

志賀原発の敷地内断層について、原子力規制委員会有識者会合は「活断層である可能性を否定できない」と結論づけた評価書をまとめ、規制委もこれを受理しました。私たち原告団はこの評価書を決定的な証拠として裁判所に提出し、前裁判長もこの問題に争点を絞り込みました。

残念ながら前年度中の結審は叶いませんでしたが、決して裁判が振り出しに戻るわけではなく、

私たちはこれまでの積み重ねをさらに推し進め、早期結審を求めていかなるべきではありません。

法廷内外の活動をさらに強化するためにも、原告・サポーターのみなさまには今年度会費の早期納入をお願い申し上げます。

※お手数ですが、同封（未納の方のみ）の払込取扱票で郵便局から送金ください（ATM送金で手数料80円）。
※労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。



香林坊アトリオ前で街宣活動(7/22)